

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、持株会社体制の下に親会社である当社が、資源エネルギー事業、リユース事業、環境事業を中核事業とし、当社並びに主要子会社を中心としたグループ連結子会社7社から成る企業グループを統括管理し、経営における意思決定の透明性向上及びコンプライアンスの遵守により健全な企業経営と事業展開を進めることで、当社企業グループ間の相乗効果をさらに発揮していくということであり、最重要経営課題の1つであります。また持株会社体制を通じて、各事業部門担当の責任と権限を明確にすることを、基本的な行動規範として、機動的なグループ経営を実現し、市場競争力を強化することで企業価値の一層の向上を図ることを目指しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は、原則として、当社の代表取締役及び取締役がグループ会社の代表取締役、取締役を兼任しており、グループ子会社を含めた事業戦略策定、経営管理並びに経営資源の最適配分を行っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則については、その全てを実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Environment First投資事業組合	108,222,100	37.35
トウカイトウキョウセキュリティーズアジアリミテッド	38,204,600	13.18
古月 程子	8,537,200	2.95
株式会社グハギ	6,896,600	2.38
河田 敏秀	4,500,000	1.55
江川 麗子	4,449,200	1.54
楽天証券株式会社	4,130,700	1.43
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	4,090,400	1.41
株式会社SBI証券	3,719,700	1.28
西川 龍文	3,435,000	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

### 補足説明 更新

大株主の状況は、2024年12月31日現在の状況を記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
福田 健	他の会社の出身者												
近藤 哲也	弁護士												

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 健		当社株式30,000株を保有しておりますが、それ以外に資本的関係、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。	政策立案及び立法活動に係る知識を有することから、社外取締役を選任しております。また、一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、客観的立場で経営全般に対する牽制機能を果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。
近藤 哲也			過去の社外取締役及び社外監査役の経験や、弁護士としての専門知識と幅広い経験を有することから、社外取締役に選任しております。当社と近藤氏との間に特別な関係はありません。また、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、客観的立場で経営全般に対する牽制機能を果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	3名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・事業年度ないし半期の監査計画の相互説明と意見交換
- ・監査結果についての相互報告と意見交換(四半期毎に報告会開催、加えて必要の都度開催)
- ・会計監査期間時での情報交換

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 <span style="background-color: orange; color: white; font-size: small;">更新</span>	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: orange; color: white; font-size: small;">更新</span>	3名

## 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 好一	他の会社の出身者													
瀨本 匠	弁護士													
高木 貴子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 好一			政党職員として事務方の幹部を長年務め、組織運営に係る幅広い知識と豊富な経験を有することから、社外監査役に選任しております。当社と鈴木氏との間に特別な関係はありません。また、一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、客観的立場で経営全般に対する牽制機能を果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。
瀨本 匠			弁護士としての専門知識と幅広い経験を有することから、社外監査役に選任しております。当社と瀨本氏との間に特別な関係はありません。また、一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、客観的立場で経営全般に対する牽制機能を果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。
高木 貴子			経営や業務運営に関する豊富な経験や知見を有することから、社外監査役に選任しております。当社と高木氏との間に特別な関係はありません。また、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、客観的立場で経営全般に対する牽制機能を果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

## 該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬限度額は、2005年3月30日開催の第11期定時株主総会決議において年額600百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

なお、2020年3月26日開催の第26期定時株主総会決議において、取締役に当社の企業価値の持続的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されており、譲渡制限付株式報酬制度を導入後の取締役の報酬構成は、基本報酬および譲渡制限付株式報酬で構成するものとし、上記の報酬枠とは別に、年額10百万円以内(うち、社外取締役分は2百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役

## 該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行しております。

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示はしていません。

取締役、監査役及び社外役員の報酬は、それぞれ総額にて有価証券報告書並びに事業報告書において開示しております。

2024年12月期の報酬等の総額は45,463千円であり、その内訳は以下のとおりです。

- ・取締役(社外取締役を除く) 4名 報酬等の総額 21,420千円(基本報酬21,420千円、譲渡制限付株式報酬 - 千円)
- ・監査役(社外監査役を除く) 1名 報酬等の総額 1,200千円
- ・社外役員 4名 報酬等の総額 9,600千円(基本報酬9,600千円、譲渡制限付株式報酬 - 千円)

2024年12月期においては、譲渡制限付株式報酬の配分はありませんでした。

取締役(社外取締役を除く)報酬等の総額には、2024年12月期中に退任した取締役2名を含んでおります。

2024年12月末現在は、取締役(社外取締役を除く)2名、監査役(社外監査役を除く)1名、社外役員4名であります。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定に関する方針

### a. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。)の報酬額については、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じた固定報酬および中長期の企業価値向上のインセンティブとして譲渡制限付株式とし、社外取締役の報酬は、経営の監督機能を十分に機能させるため、業績に連動しない固定報酬のみとする。

### b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じ、総合的に勘案して決定する。

基本報酬の報酬限度額は、2005年3月30日開催の第11回定時株主総会決議により年額600百万円以内(但し、使用人分給与は含まない)とする。

### c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は採用せず、株主と価値共有を進めること及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを明確にすることを目的に、譲渡制限付株式とする。

対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として定時株主総会で承認可決された範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受けるものとする。また、譲渡制限付株式の割当に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受ける取締役との間で譲渡制限付株式割当契約書を締結する。

譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は2020年3月26日開催の第26期定時株主総会決議により基本報酬限度額の枠とは別に、年額10百万円以内（うち社外取締役分は2百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない）とする。

d. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその決定を委任する。代表取締役社長は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、上記について決定するものとする。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができます。また、社内的には管理本部と連携し適時、情報伝達をおこなっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、意思決定・監督機関として取締役会及び取締役の職務執行を監査する監査役会を設置しております。取締役会は原則として月1回、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項に関する意思決定及び業務執行の状況の監督をおこなっております。監査役会は原則として月1回、必要に応じ臨時に開催し、監査・監督を担う機関として審議及び報告を行っております。また、独立役員である社外取締役が経営課題等に対して独立した立場から適切な助言・監督を行い、また、独立役員である社外監査役を含む監査役・監査役会が取締役の職務執行及び内部統制システムの構築及び運用の監査を行うことにより、十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

「取締役会」

取締役会は取締役4名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)の出席のもとに、原則月1回定期的に開催されており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。各種の関連する規程も「取締役会規程」、「職務権限規程(決裁権限表を含む)」及び「関係会社管理規程」等が策定・遵守されており、取締役の職務執行に関してのコンプライアンス面の規制・管理がなされております。

「監査役会」

監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、原則月1回定期的に開催されており、必要に応じて臨時監査役会を適宜開催しております。主に取締役の職務の執行を監査し、監査役会にて報告がなされております。また、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

「会計監査人」

当社は、会計監査についての監査契約を監査法人アリアと締結しており、同監査法人は、会社法及び金融商品取引法に基づき、年間監査スケジュールに従い監査を実施しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の相互監視及び監査役による経営に対する監視が十分に機能していることに加え、経営の監督と執行機能を明確にするため、監査役会を設置したコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。監査面における連系に関しては、常勤監査役が基点となり、社外監査役と共に監査役会としての年間計画や課題に基づく監査等を実施しております。また、社内的には管理本部と連携するとともに、監査法人とも連携をはかっております。また、これらの監査等を通して問題になった事項等は社外取締役も含めた取締役会にて報告がおこなわれております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催の14日前に発送しております。 また、WEBによる招集通知の早期開示にも努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	第31期定時株主総会を2025年3月27日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。

その他	株主総会招集通知、連結・単体計算書類、株主総会参考資料及び株主総会会場案内図をホームページに掲載しています。
-----	--

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL ( <a href="http://www.ef-hd.com/ir/index.html">http://www.ef-hd.com/ir/index.html</a> ) において、決算短信等決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知、最新の財務データ等を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当の部署とし管理本部/内部統制部(内部統制部長)が統括しております。	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

### 内部統制システム等に関する事項

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

##### 内部統制システムの整備の状況

当社は、2007年2月15日に企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」の規定に基づき、内部統制の整備及び運用の効果的かつ効率的な推進を図るため、金融商品取引法により導入される内部統制報告制度適用の第16期事業年度の初日である2009年1月1日付を施行日として、財務報告に係る「内部統制に関する基本方針」並びに「内部統制規程」を制定いたしました。当該基本方針は、同意見書に記載された内容を踏襲して策定されており、その概要は次のとおりであります。なお、別途定める「内部統制規程」は、当該基本方針及び同意見書に準拠して策定されており、当社及びグループ子会社の全役員から内部統制に係る更なる理解及び協力を得るために制定されております。

##### 内部統制の方針及び原則

##### 内部統制の定義

##### 内部統制の範囲及び水準

##### 内部統制の基本的要素及び財務報告の信頼性

##### 内部統制の構築及び役割と責任の体制

##### 監査役会及び会計監査人の連携

##### 内部統制システムの不備、報告、是正及び再評価

##### 教育研修

当社の監査役会(監査役)に関する内部統制に関連した内容につきましては、以下のとおりであります。

(監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項)

当社の監査役会からの具体的な要求があれば、現行の内部監査部門及び内部統制推進部門の機能および要因等を拡充することで実務上対応いたします。

(前項における使用人の取締役からの独立性に関する事項)

内部監査部門は、組織上も代表取締役社長の直轄下に設置されており、その人事に関しては、他の取締役及び部門等から独立しており、関連する人事等に関しては、事前に常勤監査役等に相談して対応しております。

(取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

毎月1回以上、定期的開催される当社取締役会には、監査役も出席して、取締役会での報告、審議、決裁事項等を取締役と共有し、共通認識をしております。

(その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制)

監査役監査の実務面において、当社及びグループ子会社の全業務部門は、監査役の要請に応じて当該部門の使用人等が、関連する資料の説明、作成、編集等の監査実務の補助を行っております。また、内部監査部門の要員も監査役の要請により、監査役の監査実務の補助機能を担っております。

##### リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制につきましては、各部門が常時密接に情報を共有し、管理本部が統括的に管理を行っております。また、監査役及び内部監査担当部門は、連携して各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する体制となっております。重要な法務的及び会計的な課題については、顧問弁護士及び会計監査人の助言を適宜仰いでおります。さらに当社及びグループ子会社の情報セキュリティを保全すべく情報セキュリティ基本方針及びその他ITに係る要領等を定め、想定される主要なリスクに対する管理責任者を特定し、これらの規程類に依拠したリスク管理体制の構築を推進しております。当社及びグループ子会社においての主要リスクとは、次の事象を想定しております。

##### 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

##### 事業の継続を中断、停止させる事象

##### 信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性

当社及びグループ子会社のリスク管理で、特に緊急事態等の不測の事態が発生した場合に備えて、危機(緊急事態)管理規程を定め、社長を最高責任者(本部長)とする緊急時対策本部を設置し、損害の拡大防止並びに危機(緊急事態)の収束に向けて社内外からの専門的なノウハウや機能を集約して、継続的に適切かつ迅速な措置を実施するための体制を構築いたしております。

#### 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、管理本部担当取締役が統括的に管理を行い、グループ内の情報の共有化並びに運営の効率化を図るため、グループ経営委員会を定期的に開催しております。監査役及び内部監査担当者は連携してグループの管理体制を監査しております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間に、任務を怠ったことによる監査役の責任について、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。これは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社のすべての役員を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填するものであり、1年ごとに契約内容を見直し、契約を更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

#### 会計監査人の責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項に定める会計監査人の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。これは、会計監査人が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

#### 取締役の定数等に関する定款の定め

(取締役の定数)

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

(取締役の任期)

当社は、取締役の任期について選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨定めております。

(取締役の選任の決議要件)

取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当要求に対しては毅然とした対応をとることを基本方針としております。

### 反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応統括部署を管理本部と定め、不当要求への対応、不当要求対策マニュアルや規定の策定、不当要求情報の収集・管理等の業務を行うほか、各グループ会社からの相談に応じるとともに、適宜関係当局と連携する体制を構築しております。

また、啓発活動としては、年に1回、当社グループ全社員に対する企業倫理研修を通じて、グループ全体の企業行動指針への理解を深めるとともに、その浸透性をモニタリングすることで周知徹底を図っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

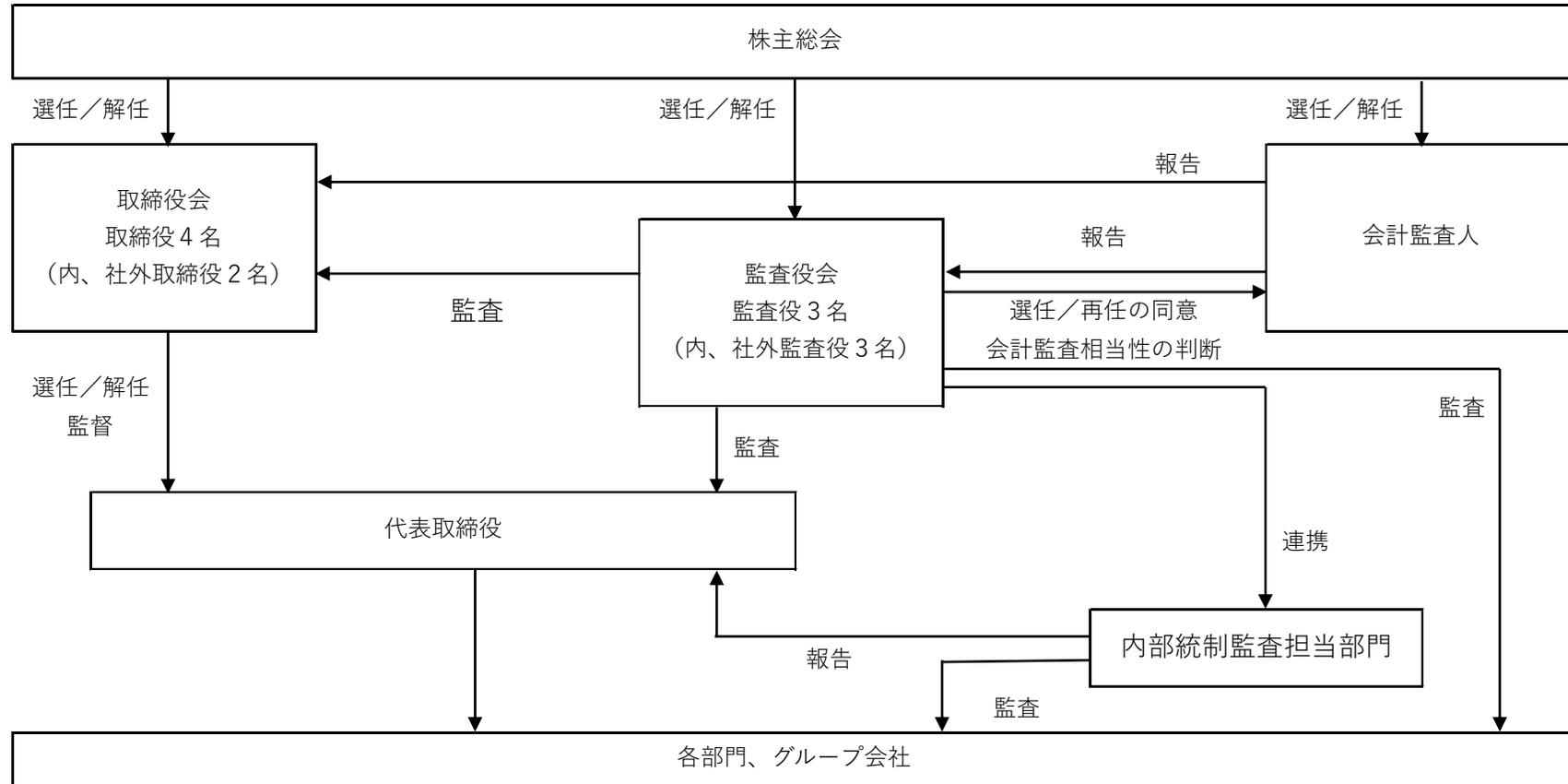
#### 該当項目に関する補足説明

現時点での買収防衛策導入の予定はございません。

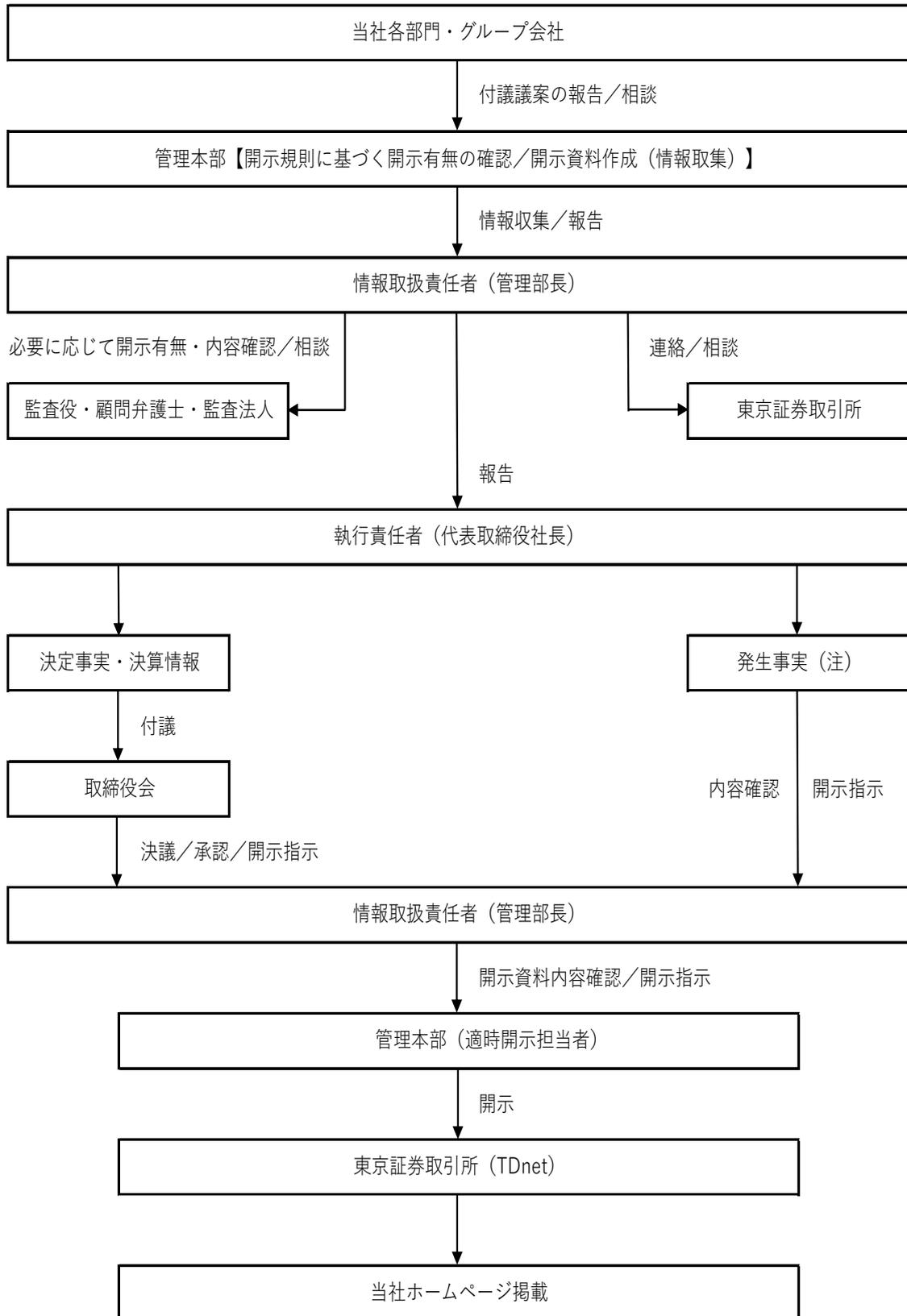
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後とも、最新動向の把握や広く社外の方々からもご意見をいただくなどしながら、より効率性・透明性の高い経営体質を実現することにより、経営の強化を通じた更なる企業価値の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた継続的な取り組みを行ってまいります。

【コーポレート・ガバナンス体制および内部統制の模式図】



【適時開示体制の模式図】



(注) 取締役会を経ないで適時開示した場合は、開示後遅延なく取締役会に報告する。(事後報告)